

## 昭和四十五年労働省令第二十三号

### 家内労働法施行規則

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第三条、第四条第二項、第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十七条、第十八条、第二十六条から第二十九条まで、第三十条第一項、第三十二条第三項並びに同法附則第二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家内労働法施行規則を次のように定める。

### 目次

#### 第一章 委託（第一条・第二条）

#### 第二章 工賃及び最低工賃（第三条—第九条）

#### 第三章 安全及び衛生（第十一条—第二十二条）

#### 第四章 雑則（第二十三条—第三十条）

#### 附則

#### 第一章 委託

#### （家内労働手帳）

**第一条** 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

**第二条** 家内労働法（以下「法」という。）第三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期

二 製造又は加工等に係る物品を受領するつど

三 工賃を支払うつどその年月日

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合に

六 その定め

七 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

八 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合に

九 委託者が、当該家内労働者に係る委託につ

十 いて代理人を置く場合にはその氏名及び住所に当該家内労働者に補助者がある場合にはそ

の氏名、性別及び生年月日

十一 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並

十二 びに委託者が当該家内労働者に係る委託につ

十三 いて代理人を置く場合にはその氏名及び住所に当該家内労働者に補助者がある場合にはそ

の氏名、性別及び生年月日

十四 一 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

十五 二 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

**第二章 工賃及び最低工賃**

**（工賃の支払）**

**第三条** 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

一 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書の交付

二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み

**（審議会の意見の要旨の公示）**

**第四条** 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行なうものとする。

**第五条** 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

**第六条** 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第十一条第

一 道府県労働局長を経由してすることができる。

**（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）**

**第七条** 法第十一条第二項の規定による申出は、都道府県労働局長が該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

**（関係家内労働者又は関係委託者の申出）**

**第八条** 法第十二条第二項の規定による公示は、都道府県労働局長が該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

**（最低工賃に関する職権）**

**第九条** 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項又は法第十条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

**（規格具備等の確認）**

**第十一条** 委託者は、委託に係る業務に關し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置

二 手押しかんな盤の刃の接触予防装置

三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い

四 動力により駆動されるプレス機械

**第十二条** 委託者は、委託に係る業務に關し、手押しかんな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、

見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

**（審議会）**

**第二条** 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適當と認める者の代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

**第三条** 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

**第四条** 法第四条第二項の規定による勧告は、都道府県労働局長が該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより、地方労働審議会にあつては官報に掲載することにより、都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

**（関係家内労働者又は関係委託者の申出）**

**第七条** 法第十一条第二項の規定による申出は、都道府県労働局長が該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

**（関係家内労働者又は関係委託者の申出）**

**第八条** 法第十二条第二項の規定による公示は、都道府県労働局長が該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

**（審議会の意見の要旨の公示）**

**第四条** 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行なうものとする。

**（最低工賃に関する職権）**

**第八条** 法第十二条第二項の規定による公示は、都道府県労働局長が該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行なうものとする。

**（規格具備等の確認）**

**第十一条** 委託者は、委託に係る業務に關し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。

一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置

二 手押しかんな盤の刃の接触予防装置

三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い

四 動力により駆動されるプレス機械

**第十二条** 委託者は、委託に係る業務に關し、手押しかんな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、

したときも、同様とする。

**（審議会）**

**第三条** 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。

**第四条** 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

**（安全装置の取付け）**

**第十三条** 安全及び衛生

委託者は、委託に係る業務に關し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならぬ。

機械又は器具	措置	又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。
(防護措置)		
<b>第十三条</b> 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を室内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。		
原動機又は回転作業者が危害をうけるおそれの軸、歯車、ブーリーある部分に覆い、囲い又はスリ若しくはベルトのトープを取り付けること。		
ある機械回転軸、歯車、ブーリーはフライホイール又はバフ盤を除く。ト。		
止め具のある機械(埋頭型の止め具を使用している機械を除く。)		
バフ盤(布バフ、バフの研磨に必要な部分以外のコルクバフ等を使用するバフ盤を除く。)		
面取り盤		
刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接觸予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。		
紙、布、金属箔等(送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。)		
電気機械器具		
充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。		
木材加工用丸のこ盤、横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつによる委託をしないように努めなければならない。		
一 丸のこの直径が二十五センチメートル以上		
の木材加工用丸のこ盤、横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他の反ばつによる作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。)に木材を送給する業務		
二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又はそういうの業務		

又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

#### (防護措置)

第十三条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を室内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

(危害防止のための書面の交付等)  
りでない。

三 手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス(以下「危険物」という。)を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの

六 鉛等(鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)第一号の鉛等をいふ。以下同じ。)の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

八 鉛等を取り扱う業務

局所排気装置、全体換気装置又は排気筒

第十四条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を室内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、室内労働者に交付しなければならない。

2

3 家内労働者又は補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

(有害物についての容器の使用等)

四 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百一十八号)別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。)

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための

六 鉛等(鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)第一号の鉛等をいふ。以下同じ。)の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

八 鉛等を取り扱う業務

局所排気装置、全体換気装置又は排気筒

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二一

一百二二

一百二三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三一

一百三二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四一

一百四二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六十

一百六十一

一百六二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七十

一百七十一

一百七二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

一百七九

一百八十

一百八十一

一百八二

一百八三

一百八四

一百八五

一百八六

一百八七

一百八八

一百八九

一百九十

一百九十一

一百九二

一百九三

一百九四

一百九五

一百九六

一百九七

一百九八

一百九九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

別表第二に掲げる発火性の物品	別表第二に掲げる酸化性の物品	別表第二に掲げる引火性の物品	別表第二に掲げる可燃性のガス
みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。	みだりに発散させないこと。

（援助）	委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうよう努めなければならない。（安全及び衛生に関する命令）	委託者は、法第十八条の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによって行なう。	（届出）
一 違反の事実	該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。	該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を同月三十日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。	該當するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を同月三十日までに、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり四日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
二 命令の内容	（第四章 雜則）	（第二十二条 法第十八条の規定による命令）	（第二十一条 法第十八条の規定による命令）
三 別表第二に掲げる可燃性のガス	（援助）	（別表第二に掲げる可燃性のガス）	（別表第二に掲げる可燃性のガス）

第二十四条 (帳簿)

法第二十七条の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合には、その所在地

二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日

三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲

四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量

六 工賃を支払うつと、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額

七 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

八 委託をするつど、その年月日及び受領した物品の数量

九 工賃を支払うつと、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額

十 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

十一 第一項の帳簿は、様式第四号による。

十二 (報告等)

厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第二十九条の規定により委託者又は家内労働者に對し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

十三 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

十四 二 出頭を命ずる場合には聽取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

十五 該當するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

十六 委託者は、毎年、四月一日現在における状況について、委託状況届（様式第二号）を同月三十日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

十七 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり四日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

十八 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

十九 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

二十 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

二十一 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

二十二 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

二十三 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

二十四 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

二十五 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

二十六 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

二十七 委託者は、年内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して当該當業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物

（申告に基づく不利益な取扱いの是正命令）を与えるものとして指定する物

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則 (昭和五三年八月七日労働省令第二号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第一八号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第一九号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十一号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十二号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十三号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十四号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十五号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十六号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十七号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十八号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第二十九号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十一号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十二号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十三号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十四号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十五号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十六号) 抄

附則 (昭和五四年四月二五日労働省令第三十七号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第四八号)

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第一号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第二号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第三号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第四号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第五号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第六号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第七号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第八号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第九号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十一号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十二号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十三号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十四号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十五号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十六号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十七号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十八号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第十九号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第二十号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第二十一号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第二十二号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第二十三号) 抄

附則 (昭和四七年九月三〇日労働省令第二十四号) 抄

**第二条** 地方分権の推進を図るため（処分、申請等に関する経過措置）

整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定（これらは、この省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を適用する他の法律又はこれに基づく労働省令の適用について、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対しされた申請等の行為とみなす。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対しされた申請等の行為とみなす。

付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

**第七条** この省令の施行の際 現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

**附 則** (平成一二年一〇月三一日労働省令第四一號) 抄  
(施行期日)  
省令第一九二號 抄  
(施行期日)  
附 則 (平成一九年九月二十五日厚生労働省令第一二號) 抄  
(施行期日)  
附 則 (平成一九年九月二十五日厚生労働省令第一二號) 抄  
(施行期日)  
附 則 (平成一四年九月二八日厚生労働省令第一三五號) 抄  
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。  
**第一条** この省令は、平成十九年十月一日から施行する。  
**附 則** (平成一四年九月二八日厚生労働省令第一三五號) 抄  
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。  
**附 則** (平成一五年四月二日厚生労働省令第五八號) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。  
**附 則** (平成一六年八月二十五日厚生労働省令第一〇一號) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。  
**附 則** (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇〇號) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。  
**第二条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」とから施行する。  
(様式に関する経過措置)

**第六条** (様式に関する経過措置)

いう。)により使用されていいる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

は、機械の運転を停止すること。ただし、幾械の運転中に作業を行わなければならぬ

整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これら

付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

機械の運転に従事するにあつては、危険な箇所に覆いを設ける場合であつて危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないこと。

機械	品の 物他そ材 は具	機械、 事項	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
			（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一刀部を除く機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合であつて、作業者が危害を受けるおそれのあるとき	第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。	別表第一	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
			（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
2 この省令の施行の日前に委託に関する契約を締結した場合における当該契約に係る家の内労働法第二十七条の帳簿の保存期間については、この省令による改正後の家内労働法施行規則第十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則（令和二年一月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄	附 則（令和二年一月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
			（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
			（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	附 則（令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号）抄	附 則（令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号）抄	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
			（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
2 この省令は、令和二年四月一日から施行する。（経過措置）	附 則（令和二年三月三一日厚生労働省令第六二号）	附 則（令和二年三月三一日厚生労働省令第六二号）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
			（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

機械の刃部の掃除、検査、修理、取替等の措置を講じたときは、この限りでないこと。	機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上、作業者が危害を受けるおそれのない場合は、この限りでないこと。	機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛けること。
研削と石	研削と石以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転をすること。	研削と石以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転をすること。
ブレーキ又はシーリング	安全装置を常に有効な状態に保持すること。	安全装置を常に有効な状態に保持すること。
機械の側面	側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。	側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。
機械の側面	一年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。	一年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。
機械の側面	イ クラツチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイールスライド、コネクチングロッド及びコネクチングスクリュの異常の有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無	イ クラツチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイールスライド、コネクチングロッド及びコネクチングスクリュのボルトの緩みの有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無
機械の側面	本配線及び開閉器の異常の有無	本配線及び開閉器の異常の有無
機械の側面	四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。	四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。

等溶有 剤機 一 二 三 四	物危 険 機械 一、危険物を取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めめた場合には、補修すること。 二、危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 三、危険物のある場所に消防設備を置くこと。 四、危険物が爆発し、又は危険物によつて火災が生ずるおそれのある場所において、火気又は点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。 五、有機溶剤による人体に及ぼす作用二、使用していない有機溶剤等を入れた容器には、蓋をすること。 三、風上で作業を行うこと。 四、有機溶剤等が皮膚に触れないようによること。	あれおえを危者作よとむきを手盤イフル盤、 るのそる与害に業りにこ込卷袋等スラ ー手袋をしないこと。
-------------------------------	---	---

備考	可燃性の ガス	可燃性の 物品	引火性の 物品
引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ベンスキー・マルテンス式」又は「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、一気圧のもとで測定した値とする。	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏一五度、一気圧において气体である可燃性の物品	ド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレビン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏六十五度未満の物品	リウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナト륨、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他硝酸塩類

樣式第1号

様式第2号		室内空気衛生手帳											
(1)施設名													
室内空気衛生手帳		登録番号		登録年月日		監査年月日		監査回数		監査者		監査結果	
施設名													
施設番号													
工事、改修、増改築等の実施年月日													
工事、改修、増改築等の実施年月日													
工事、改修、増改築等の実施年月日													

一 危険物を取り扱う設備の蓋板(ブランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること)。

二 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。

三 危険物のある場所に消火設備を置くこと。

四 危険物が爆発し、又は危険物によつて火災が生ずるおそれのある場所において、火気又は点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用

二 使用していない有機溶剤等を入れた容器には、蓋をすること。

三 風上で作業を行うこと。

四 有機溶剤等が皮膚に触れないようすること。

五 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。

機械あれおえを危者作よとむきを手盤イフルボ  
盤 るのそる与害に業りにこ込巻袋等スラ、  
モア

五、プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を百ルクス以上に保持すること。

イ 中毒にかかる者を直ちに通風の良い場所に移し、速やかに医師に連絡すること。

類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ヒドロキシカリウム等の

四	危険物が爆発し、又は危険物によつて 火災が生ずるおそれのある場所において、 火氣又は点火源となるおそれのある設備を 使用しないこと。
一	有機溶剤の人体に及ぼす作用
二	使用していない有機溶剤等を入れた容器には 蓋をすること。
三	風上で作業を行うこと。
四	有機溶剤等が皮膚に触れないようす ること。
五	有機溶剤による中毒が発生した場合の 応急処置については、次に定めるところに すること。

一、危険物を取り扱う設備の蓋板（ブランジ）、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。  
二、危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。

原すはには、湿式化を行うこと。  
素四是定期に作業場を掃除すること。  
粉五粉じんが飛散する場合には、ビニール  
んカーテン等適当な間仕切りをすること。  
発六必要な健康診断を受けること。

物、石、	口 中毒にかかつた者を横向きに寝かせ、 できるだけ気道を確保した状態で身体の保 温を図ること。
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉	ハ 中毒にかかつた者が意識を失っている 場合には、消防機関への通報を行うこと。 二 中毒にかかつた者の呼吸が止まつた場 合や正常でない場合には、速やかに仰向き にして心肺蘇生を行うこと。
二 風上で作業を行うこと。	六 必要な健康診断を受けること。
じんの人体に及ぼす作用	

表 第二		一 鉛等の人体に及ぼす作用 二 屋内作業場で喫煙し、又は飲食しないこと。 三 毎日一回以上、屋内作業場を真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。
品 目	別 性 の 火 性 の 化 性 の 化 性	四 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及び爪ブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。 五 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに、真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。 六 必要な健康診断を受けること。
シウム粉、アルミニウム粉	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム酸カリウム、塩素酸ナトリウム、	名称

備考	可燃性の ガス	可燃性の 物品	引火性の 物品
引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ベンスキー・マルテンス式」又は「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、一気圧のもとで測定した値とする。	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏一五度、一気圧において气体である可燃性の物品	ド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレビン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏六十五度未満の物品	リウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナト륨、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他硝酸塩類

様式第2号

## 委託状況届

(A列4)

事業の種類		営業所の名称			営業所の所在地			
委託業務の内容	委託地域	室内労働者数			補助者数			代理人数
		男 うち 18歳 未満	女 うち 18歳 未満	計	男 うち 18歳 未満	女 うち 18歳 未満	計	
製造	□							
販売	□							
都道府県別	□							
都道府県別	□							
都道府県別	□							
都道府県別	□							
都道府県別	□							
備考								

年月日

委託者氏名

労働局長

## 注意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「室内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄の( )内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

様式第3号

## 家内労働死傷届

(A列4)

死傷者 (家内労働者 数)	氏名	性別	年齢	住	所	各業の内 容	
						名	姓
委託者	名	姓				事業の種類	
	所在					(電話番号)	
死傷病	発生日時	発病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度		休業日数又は 死亡の日時	
	年月日 時						
死傷病の原因 及び発生状況							

年月日

委託者氏名

労働局長

## 注意

1 「死傷者」欄の( )内には、該当しない事項を消すこと。

2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となつた機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

被		原	
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄

被		原	
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄
内空欄	内空欄	内空欄	内空欄

注: 1 「作業場の内空欄」欄には、該当する者の職場や作業場の区分と異なる場合に入力すること。

2 「内空欄」欄には、該当する者の職場や作業場の区分を記入すること。

3 「特別な条件」欄には、当該内空欄を記入し、特別な条件を定めた場合に記入すること。

4 「内空欄」欄には条件を下線と、「内空欄」欄には製造又は加工に係る物を受取つど、または「工具本体」欄には工具を受取つど記入すること。

5 「内空欄」欄には工具を受取つど記入すること。

6 「内空欄」欄には、該当する場合に記入し、「支工実績欄」の内数とすること。